

令和2年3月23日

新型コロナウイルス感染防止に係る春季休業期間中及び新年度に向けた対応について

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、春季休業期間及び新年度に向けた対応については、下記のとおりです。

記

1 春季休業中の児童生徒の健康管理と状況把握

引き続き、感染予防措置が必要と考えられることから、生徒に対し、春季休業中においても、感染予防対策に留意して過ごすよう指導するとともに、生徒の状況把握に努めること。

- ① 家庭においては体温測定を行うなどの体調管理に努めること。
- ② 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ③ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ④ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まること（ライブハウス、カラオケ、ゲームセンター、イベント等）を避けること。

2 生徒の登校について

進路指導や家庭の状況等により特別な配慮が必要な場合は、引き続き学年や学級で登校させることをせず、教職員が個別に対応すること。

なお、春季休業期間中に、健康観察や学習状況の確認、補習等の実施のために登校日を設定する必要がある場合には、例えば、生徒を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保するなど、感染拡大防止のための措置等を講じること。また、登下校が通勤時間帯と重ならないよう配慮するとともに、終了後は速やかに帰宅させること。

3 教育課程等

- ① 臨時休業に伴い、生徒が授業を十分受けることができなかつたことにより、学習に著しい遅れが生じることをないよう、別添資料「無料学習コンテンツ、コミュニケーションツールの紹介」を活用するなどの家庭学習を適切に課すなど、可能な限り必要な措置を講じるよう配慮すること。
- ② 生徒や学校の実態を踏まえつつ、令和2年度において、補充のための授業や補

習などの必要な措置をどのように講じるかについて、可能な範囲で検討しておくこと。

4 部活動について

春季休業期間中の部活動の取扱いについて、基本的な考え方や活動内容等を次のように整理し、3月24日から実施することとしましたので、各学校において教職員に徹底したうえで適切に対応してください。

(1) 基本的な考え方

県立学校における春季休業期間中（3/24～）の部活動については、

- ・三重県内で発生した新型コロナウイルス感染症は、感染経路も把握できており、専門家会議の分析にあるように「感染源が未知の感染者数」はゼロとなっていることから”感染状況が一定程度に収まってきている地域“であると考えられること
- ・これまでも学校において、徹底した感染拡大防止対策や感染予防に関する指導を続けてきていること
- ・多くの子どもや保護者から「家から出られずストレスを感じる」「事故や怪我を防止するため大会までに十分な準備期間が必要」といった意見が寄せられていること
- ・これまで、感染防止対策を徹底したうえで開放し、運動等が行われている県立スポーツ施設において、感染者が出ていないこと

から、感染拡大のリスクを高める3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクを最大限低くして実施することとします。

(2) 活動内容

感染拡大のリスクを高める

- ①換気の悪い密閉空間
- ②人が密集している
- ③近距離での会話や発声が行われる

の3つの条件が同時に重なる場とならない活動とします。

具体的には屋外活動のほか、屋内活動であっても窓を開けたり生徒の距離をとる等、環境を整え活動すること。

なお、3週間程度部活動を休止していたことから、基本的な練習を中心に活動を行っていく等、生徒の健康管理に配慮すること。

(3) 感染防止対策

- 手洗い・うがいの励行、可能な範囲でマスク着用等咳エチケットの徹底を指導。
- 教室や体育館等の屋内の練習場所は、こまめな換気を行うとともに、練習用具やドアノブ、手すり、スイッチなどを消毒液を使用して清掃。
- 体育館などでは、部活動ごとに練習時間や練習場所を分散させ、同一箇所に人が密集しない環境とする。
- 着替えは、更衣室を交代で利用したり、教室を活用。
- 活動は、自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会は実施しない。

- 参加生徒に発熱等の風邪症状がないことを確認。
- 抵抗力を高めるため、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠を指導。

(4) その他留意事項

- ・ 生徒本人と保護者の参加の意向を優先し、顧問等が参加を強制しないこと。また、生徒が練習に参加しなかったことにより不利益を受けることがないよう配慮すること。

5 運動機会の確保

生徒の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)を安全な環境の下で行うよう児童生徒に指導すること。また、学校の運動場や体育館等(以下、「開放施設」という。)を感染拡大防止の措置を講じたうえで開放すること。

[生徒に開放する際の留意点]

- ① 開放にあたり施設・用具の管理が必要となるため、当該校教員の勤務時間内に行うこと。
- ② 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるよう、課外活動として学校の教育計画に位置付けるとともに、教員が適切に監督等の指導をすること。
- ③ 感染拡大防止策について
 - ・ 手洗い・うがいの励行のほか、できる限りマスクを着用する等の咳エチケットを徹底させること。
 - ・ 体育館等屋内施設の開放にあたっては、こまめな換気を心がけたり、生徒が手を触れるドアノブ、手すり、スイッチなどを消毒液を使用して清掃を行うこと。
 - ・ 活動内容毎に開放施設の利用時間を設定したり利用者を限定するなど、一度に大人数が集まって人が密集とならないように配慮すること。

6 教職員の勤務

教職員の勤務については通常どおりとする。

7 体育施設の開放

一般への開放は引き続き中止する。

8 新年度に向けた対応

①入学式・始業式

現時点では、入学式については、こまめな換気、参加者の手洗いや咳エチケットの推奨、会場入り口へのアルコール消毒液の設置や、人が密集しない環境を確保するなどの感染防止のための対策をとるほか、各校の状況を踏まえ、式典全体の時間短縮などに努めて実施することとする。

また、授業再開となった際の始業式については、入学式と同様の感染予防措置をとるとともに、学級や学年ごとに実施するなど大勢で集まることのないように配慮して行うこととする。

9 この取扱いは、現時点における県内の感染状況を前提としたものであり、今後の状況や文部科学省が示す予定の学校再開のガイドラインを受けて、随時見直します。